

熊野町の川を
くわいても美しく

熊野町を発祥地とする二河川・熊野川、特に二河川(下水道の処理区域内を除く)は水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域に指定されています。皆さんの小さな気遣いで、汚濁の少ない水を流すことができます。川をきれいに保つため、次のようなことを心掛けましょう。

- ① 食用廃油を流さないようにしましょう
② 残飯等を流さないようにしましょう
③ 浄化槽の適切な維持管理をしましょう
④ 無リン洗剤を使いましょう

二テイの場ともなったようです。皆さまのご協力ありがとうございました。

【集められたごみ】

Table with 2 columns: Item, Amount. Includes items like 草などの可燃物, 空き缶などの資源物, 金属などの資源物, 大型ごみ, 土砂.



↑たくさんの方に協力いただきました

主催 熊野町公衆衛生推進協議会 (生活環境課内) (生活環境課)

くわいのつしごころ 音楽サイトを見つめて アダルトサイトへへ 高校生の「ケータイ」ラブル 相談内容 携帯電話で音楽サイトを

広島県最低賃金が
変わりました

10月1日から時間額649円となりました。広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、左記までお問い合わせください。 問合せ先 広島労働局労働基準部賃金室 TEL 221-9244 広島中央労働基準監督署 TEL 221-2460 (企画課)

労働保険の加入は
お済みですか？

毎年10月は、労働保険適用促進月間です。労働保険は、労災保険と雇用保険の総称で、職場の皆さんが安心して働けるように作られた労働者福祉の制度です。労働保険は、労働者を1人でも雇用している事業主

ごみの出し方について

缶詰めや調味料及び飲料缶・ペットボトルなどは、中身が入っていると収集することができません。必ず中身を空にし、それぞれの素材ごとに分別して出してください。また、スプレー缶は必ず底に穴を開けて出してください。(生活環境課)

見ている時、そこにあるURLをクリックしたらアダルトサイトにつながり、登録したことになった。有料情報料を「4日以内に4万円払え」とメールがきたので、解約しようという問い合わせ先で、電話をしたが、解約できず、相手に携帯電話番号が知られてしまった。留守電に「料金を払え」というメッセージが残されていたが、どうしたらよいか。

《アドバイス》

相談事例のように、登録するつもりはなかったのに、クリックしただけで登録に

はすべて加入が義務付けられています。詳しくは、左記までお問い合わせください。

問合せ先 広島労働局総務部 労働保険徴収課 TEL 221-9246 http://www.hiroudoukyok-u.go.jp (企画課)

個別労働紛争
解決制度のご案内

解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめ等労働問題に関する労働者や事業主からのご相談を、専門の相談員が面談あるいは電話で受け付けています。

総合労働相談コーナー 広島労働局総務部企画室 TEL 221-9296 広島中央労働基準監督署 TEL 221-2460 ホームページアドレス



悪質「点検商法」にご注意ください！

役所から委託されたなどといって家庭を訪問し、宅地内の排水管や私設ます(宅内排水設備)等の点検・修理等を行い多額の代金を要求するといった悪質商法が多発しています。

町は宅内排水設備の点検などを業者に委託することはありません。不審に思われたら、その場で契約はしないようにし、身分証明書等の提示や下水道課に「指定工事店」であるかの確認を行ってください。

問合せ先 下水道課 TEL820-5609 (下水道課)

麻薬・覚せい剤の乱用を
根絶しまじょう

10月・11月は 麻薬・覚せい剤乱用 防止運動月間

麻薬や覚せい剤の乱用は、乱用者自身の心身をむしばむばかりでなく、社会にも大きな不安を与えています。みんなで、麻薬・覚せい剤の乱用を根絶しましょう。

町がきれいになりました

町内一斉清掃が9月4日(日)町内全域で実施されました。

当日は熊野中学校・熊野東中学校の生徒も保護者と一緒に参加しました。清掃だけでなく、近所の皆さんとの交流等、地域のコミュ

くまの歌壇

熊野短歌同好会

戦艦大和兵士と共に沈み逝く戦い悲し戦いかなし (大和ミュージアムを見学して) 小川 豊子 ヘルシンキの石畳多い街中をひたすら走るメダル見据えて (世界陸上尾方選手) 原 森 喜久枝 安らかな明日ある如く夕映えは雲を茜に染めて移ろう 中井 千代子 小庭辺ののうぜんかづら咲き誇る鮮やかな花びら暑さを誘う 中井 桂子 ノースリーブが行き交う街もウインドはすでに秋色法師蟬鳴く 田中 洋子 ひとつでも心に残りいつの日か孫は語らん出雲路の旅 北木 邦子 満天に輝く星のかなたまで届けと思ふ孫生れしこと 高松 勝子 浴衣着て夜店をのぞく娘等のいて土曜の夜ははなやぎており 大杉 徳子

ごぞんじですか？
くわしい年金知識

国民年金第3号被保険者の特例届出が平成17年4月から始まりました 届出はお早めに！

(過去に第3号被保険者の届出もれのある方へ) 厚生年金や共済年金等の被用者年金に加入している方に扶養されている配偶者を第3号被保険者と呼んでいます。

これに該当した人は国民年金保険料の負担はありませんが、届出が必要です。配偶者の勤務先の事業主を経由(平成14年4月から)して社会保険事務所に届出することになっています。

第3号被保険者の届出を遅れて行った場合、2年前までの期間は国民年金保険料納付済期間に算入され、それ以前の期間は国民年金保険料未納期間として扱われていました。

また、未届による国民年金保険料未納期間があることにより低年金、無年金になる場合がありますが、今回の改正で、平成17年3月以前の第3号被保険者にかかる未届出期間については、特例的に届出を認められ国民年金保険料納付済期間に算入されることとなりました。

まだ届出がお済でない方は、下記までお問い合わせください。

問合せ先 広島南社会保険事務所 TEL253-7710 住民課保険年金係 TEL820-5604 (住民課)